

(略)

| | |
|---------|-------|
| 東京都監査委員 | 鈴木晶雅 |
| 同 | 藤井一 |
| 同 | 友渕宗治 |
| 同 | 岩田喜美枝 |
| 同 | 松本正一郎 |

平成 29 年 5 月 11 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人は、中野消防団第 5 分団本部施設の新築工事請負契約（以下「本件契約」という。）の締結は、違法・不当であり、平成 29 年度において、本件契約締結をする蓋然性が高いとして、その差止めを求めているものと解される。

ところで、法第 242 条第 1 項でいう「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」については、平成 23 年 1 月 14 日大阪地方裁判所判決によれば、「当該行為がされるおそれが存する場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すと解するのが相当である。」としている。

そこで、本件契約締結の蓋然性に関する請求人の主張をみると、①東京都が公表する入札情報サービスに本件契約は掲載されていないものの、「掲載されていない案件が発注される場合があります。」との注意書きがあること、②予算要求の概要には分団本部

施設数が8棟と記載されているのに対し、入札情報サービスで公表されている分団本部施設建設工事数は7棟であり、1棟分公表されていないこと、③建設予定地と書かれた看板が残されたままになっていること、をその根拠としている。

しかしながら、請求人が提訴した住民訴訟において、争点の1つであった平成28年度における本件契約締結の相当の確実性について、東京地方裁判所は、「本件において、平成28年度契約の締結について、『当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される』と認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、本件訴えのうち、平成28年度契約の締結の差止めを求める部分は、不適法である。」とし、その理由として、「原告は、東京都の平成28年度の主要事業として、東京消防庁に『消防団分団本部施設の整備』を含め『消防団の整備・運営費』として多額の予算が組まれている旨、本件敷地には、本件施設の建設予定地である旨の看板が設置されたままである旨などを主張するところ、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件敷地付近に上記看板が設置されていることが認められるが、同事実をもって、上記判断を覆すに足りず、他に上記判断を覆すに足りる証拠はない。したがって、原告の上記主張は理由がない。」と判示している。(平成29年3月9日判決)

上記判決を踏まえれば、本件契約締結の蓋然性については、客観的に推測される程度に具体性を備えているとは解されず、平成29年度において、本件契約締結がなされることが、相当の確実さをもって予測されるとは認めることができない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。